

# ハンセン病問題に学ぶ②

## 子どもたちとともにハンセン病問題の学習に取り組みましょう

- ・なぜ、ハンセン病問題の学習に取り組む必要があるのでしょうか？
- ・強制隔離政策に教職員が加担していた事実を知っていますか？
- ・過酷な差別の中を生きてきた人々に学ぶ実践をつくっていきましょう。

### このリーフレットで使用している用語について

#### (1) 「癩」「らい」について

ハンセン病はかつて「癩」「らい」あるいは「らい病」と呼ばれていました。平成8（1996）年、「らい予防法」が廃止された際、それまで「らい」に付加され続けてきた否定的なイメージをすべて解消するという意味から、医学用語、法律用語、行政用語ともに、「ハンセン病」と呼ぶよう改められました。このリーフレットでは、医学用語、法律用語、行政用語、歴史的用語として使用されている「癩」「らい」「らい病」は、そのまま使用し、他は「ハンセン病」として使います。

#### (2) 呼称等について

- ハンセン病回復者：かつて、ハンセン病にかかり、治癒した人。入所者・退所者・非入所者の総称。
- 入所者：ハンセン病療養所に入所している人。
- 退所者：ハンセン病療養所に入所した経験があり、療養所を退所し、地域社会で生活している人。
- 非入所者：療養所に入所歴のないハンセン病回復者。
- 社会復帰：ハンセン病療養所を退所して、地域社会の生活に戻ることを指す。

## なぜ、ハンセン病問題の学習に取り組むのか

### 同じ過ちを繰り返さないために

ハンセン病患者の強制隔離政策が行われていた時代、学校・教職員がその人権侵害に加担していた歴史があります。同じ過ちを繰り返さないためにどうすればよいのでしょうか。まずは、過去に教育の果たしてきた負の役割、過去に教育現場においてどのようなことがあったのかを知ることが必要です。また、

令和元（2019）年のハンセン病家族訴訟判決でも、平成8（1996）年「らい予防法」廃止以降も偏見差別を除去する義務を怠ったとして、文部科学省の責任が認められました。子どもたちがハンセン病問題を理解していけるよう、教育を進めていく必要があります。

### ハンセン病問題は私たちに何を問いかけるのでしょうか？

感染症に対する無理解や偏見が、患者やその家族への差別や人権侵害につながることを、ハンセン病問題を通して私たちは学んできたはずですが、新型コロナウイルスに関わって、この間、患者や医療従事者、その家族等への様々な偏見や差別が生起しました。コロナ禍を経験してきた今、改めてハンセン病問題を学ぶ必要があります。

また、ハンセン病について考えることは、多くの人権課題について考えることにもなります。

ハンセン病は進行すると運動麻痺による顔面や手足の変形が起こります。その外見への強い偏見が差別意

識となっていた経緯があります。そのことについて考えることは、ルッキズム（外見至上主義）からくる「見ため問題」について考えることになります。また、病気や障がいがある人が生きることを否定する「優生思想」に基づき、ハンセン病に罹患した人の妊娠・出産する権利が侵害されたことは、障がいのある人への差別意識と深く結びついています。その問題性についても考えていくことになります。ひいては、どんなに重い障がいや病気があっても、地域で共に暮らせる社会をつくるためにはどうすればいいのかを考えていく機会となります。

# 1. 教育現場で起きていた人権侵害

過去、教育現場においてどのようなことが起きていたのでしょうか。

## 事実①

教職員が学校の身体検査・健康診断でハンセン病にり患している子どもを見つけて、保健所等に通報し、療養所に送った。

小学6年生の時、健康診断がきっかけで病気がわかり、療養所に強制隔離された。学校の先生たちには、「3か月もすれば治るから」と言われ、旅行気分だった。しかし、大阪駅では、歩いた後から消毒液をまかれ、実家は真っ白になるほど消毒された。(回復者の証言より)

## 事実②

発病した子どもや、家族が発病した子どもに対する、学校でのいじめが見逃され、教職員も差別に加担した。

学校では「寄るな」「うつすな」「お前もそこ(療養所)へ行け」と言われ、いじめを受けました。私は耐えきれなくなって担任の先生に相談をしました。先生は、私の顔も見ずに下を向いたまま「仕方ないでしょ、本当のことだから。いつまでここにいますか?」と言ったのです。その時のことは、今でも忘れません。ハンセン病のことで人に相談したのは、これが人生で最初で最後となりました。当時、私の周りには、誰も相談する人がいませんでした。先生だけが頼りでした。小学校2年生の時でした。それから、私の人生の中で困ったとき、悲しいとき、悩んだときは、「仕方ないでしょ。本当のことなんだから」と自分に言い聞かせて生きてきました。(「ハンセン病家族訴訟」原告の声)

## 事実③

P T Aが起こした「黒髪小学校事件」において、多くの教職員は傍観者に。

昭和29(1954)年、療養所の入所者の子どもが生活する「龍田寮」から地元の黒髪小学校へ子どもたちが入学することに対し、「病気が感染する」と地元P T Aが激しい反対運動をし、子どもたちが登校するのを阻止したり、同盟休校をしたりしました。この事件は国会でも討議されるなど大きく取り上げられましたが、ハンセン病にり患した親がいる子どもを教育の場から締め出したこの事件に対して、当時の教職員や教職員団体は、傍観するのみでした。

## 教育が果たした負の役割と責任を知りましょう

このように、子どもを守るべき学校や教職員が、ハンセン病にり患した子どもを見つけ追い出し、いじめを見逃し肯定し、差別等の人権侵害に加担したのです。P T Aが子どもたちを差別し教育の場を奪おうとしたとき、教職員は問題性を捉えられず、何の行動も起こさなかったのです。療養所に送られた子どもに面会したり連絡を取ろうとしたりする教職員もいませんでした。また、戦前は療養所内に公的な教育機関はなく、戦後には公的な教育機関が設けられましたが、配置される教職員の数や教育内容は不十分であり、療養所に入所した子どもたちが教育を受ける権利は十分に保障されないままでした。こうした教育の果たした負の役割と責任について教職員が知り、歴史から学ぶことが大切です。

# 2. ハンセン病問題の学習に向けて～留意したいこと～

## その1 ハンセン病への正しい理解(医学的知見)を進めましょう

<ハンセン病の医学的特徴について>

- ハンセン病は症状が皮膚に現れるだけでなく、病気が進むと末梢神経が侵されるため、運動神経麻痺により顔や手足に変形が起こる一方、命を直接脅かすことは少ない病気である。
- 明治33(1900)年、内務省調査によると30,359人の患者がいたが、近代化により感染拡大の条件がなくなり、21世紀に入ると新規患者数ゼロの年が次第に多くなり、現在ハンセン病は日本でかからない病気になっている。
- ハンセン病には有効な治療薬が存在する。
- ハンセン病は過去には「筋力の病気」(遺伝病)とされ、差別の理由とされてきたが、医学の進歩により、遺伝素因と環境因子が影響して発病するという点で他の一般的な病気と同様であることが明らかになっている。

病気を必要以上に恐れることなく、正しく知ることが大切です。しかしその一方で、「『命を脅かすことは少ない病気なのだから、』差別をしてはいけない」とか「『すでに治療できる病気だったのに、』差別されたのはおかしい」と「病気の性質」で差別の是非を判断することには大きな問題があります。どのような病気や障がいがあっても、その感染力や重篤さに関わらず、差別を受けるいわれはないからです。ハンセン病にり患した人に対し偏見を持って差別することが許されないことと同様に、すべての障がいのある人や、病気を抱えている人が尊重される学びになっているかについても考える必要があります。

## その2 歴史的な事実を踏まえて学習しましょう

隔離政策がとられたのは、「ハンセン病に有効な治療薬が存在しなかったから」でも、「外見に重い後遺症が残るから」でもありません。患者や家族ではなく、国や地方自治体に責任があったこと、また、学校も含めた市民が政策に加担したこと、そして問題の重大性がつい最近まで社会全体で認識されてこなかったことも伝えていく必要があります。こうしたことを踏まえ、ハンセン病問題の解決のために、偏見や差別をなくす行動がすべての人に必要であることも伝えていきましょう。

### その3 ハンセン病回復者の思いから学びましょう

ハンセン病問題は、現在もある人権課題です。今もハンセン病の療養所が各地にあり、そこで生活する方々がいます。また、療養所を退所し、社会復帰をされた方も地域で暮らしています。一方で、差別や偏見が根強く残ることから、そのことを周りの人に明らかにできない方々も多くいます。そのような人々が暮らしているということを知り、その思いにふれ、「ハンセン病への偏見や差別はおかしい！」と実感できるような学びの機会を持ちましょう。実際に、身近に家族などハンセン病回復者がいる子どももいるかもしれません。そんな子どもたちが、つらい思いをすることのない学習を創っていきましょう。

### その4 現在の問題とつないで学習しましょう

新型コロナウイルス感染症による差別があらゆるところで起きた際、学校でアジアの国や地域にルーツのある子ども、医療従事者の子ども、感染した子どもの人権が侵害されてしまいました。また、HIV感染者へも、性的マイノリティへの偏見と結びついた形で人権侵害が起きてしまいました。このような感染症の問題も含め、子どもたちにとって、自分たちも差別する側・される側になるかもしれない身近な問題として、考えることを大切にしましょう。

## 3. ハンセン病問題に関わる人権学習に取り組みましょう

ハンセン病問題に関わる人権学習にどのように取り組めばよいでしょうか。これまで取り組まれた府内の学校の実践をもとに、学習の流れの一例を紹介します。

#### 【第1時】ハンセン病について

[ねらい] ハンセン病について正しく知り、強制隔離政策のおかしさについて考える。

[内 容] 紙芝居「アリとゾウ」をみる。

#### 【第2時】ハンセン病の今

[ねらい] ハンセン病療養所で起きていたことを知るとともに、大阪にあった療養所の問題を考える。

[内 容] 冊子「外島保養院～大阪にもあったハンセン病療養所」を読む。

教材 紙芝居「アリとゾウ」

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~naoko-k/>



ハンセン病回復者でシンガーソングライターの宮里新一さんの体験をもとに、小学校教員が作成した紙芝居。アリのありんちゃんは「あらら病」に感染し、家族と離れて暮らすことになる。回復し、家に戻っても病気にかかっていたことを隠して暮らさざるを得ない。その後「あらら病」にかかったアリたちが力を合わせて自由を取り戻し、ありんちゃんはその思いを歌にするという物語。

#### 【第3時・第4時】ハンセン病に関する新聞記事から

[ねらい] 現在でも差別が起きていること、その理不尽さを知る。

[内 容] ホテルがハンセン病回復者を宿泊拒否した事件の新聞記事を読み、考える。

#### 【第5時】出会い学習

[ねらい] 回復者の方々の生き方、思いにふれ、自分の生き方を見つめる。

[内 容] 回復者の方の手記を読んだり、お話を聞いたりして出会う。

#### 【第6時】自分たちの思いを出し合うクラスミーティング

[ねらい] ・回復者との出会いを通じて、これまでの自分を見つめる。  
・ハンセン病問題を自分事としてとらえ、その解決のために現在の社会状況と結びつけ、自分たちにできることを考える。

#### (発展的な展開)

- ① 修学旅行の行き先にハンセン病療養所を含める。  
長島愛生園・邑久光明園（岡山県）、沖縄愛楽園・宮古南静園（沖縄県）等を訪問し、回復者の方と交流する活動をしている学校が府内にあります。
- ② ハンセン病問題に取り組む自主活動サークルのある中学校・高校との交流。  
広島県にある盈進中学高等学校ヒューマンライツ部ではハンセン病問題に取り組んでいます。

### 学んだ子どもたちの声

- 「正しい知識を学ぶことが、差別・偏見をなくす第一歩」というお話に深く共感した。
- インターネット上ではたくさんのフェイクニュースがあるが、それを鵜呑みにした人が、本当にそれが真実かどうか分からないのに誹謗中傷などを書き込んだりするので、情報というのは正しい知識を自分で調べて周りに流されず、すべてを鵜呑みにしてはいけないということを考えることができた。
- 「自分はハンセン病回復者だ」と打ち明けられる社会をつくっていくのは自分たちだから、正しい知識を得るために引き続き学んでいきたいと思った。

## 実践者の声 「私たちは菊池恵楓園の横にいる！」

ハンセン病問題について子どもたちと学習しているちょうどその時期に、菊池恵楓園の入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起き大きく報道されました。そこで、新聞記事を取り上げ子どもたちと考えることにしました。この事件では当初、宿泊拒否をしたホテルに対し市民から抗議の手紙や電話が寄せられました。ホテル側は、菊池恵楓園の入所者に謝罪をしましたが、それは、形式的で会社の責任について触れないものであったため、入所者はその謝罪を受け入れませんでした。しかし、その後、今度は入所者に対して批判の矛先が向けられ、抗議の手紙や電話が殺到します。それらを報じる新聞記事子どもたちと読み、この問題について議論しました。子どもたちに「ホテル側、入所者側、どの立ち位置でこの問題を考えますか？」と問いかけたとき、「一般市民」と答える子どもが多かったです。

その時、ある子どもが「先生、わたしは横」と答えました。私が「横？どこの横？」と聞き返すと、その子どもは「恵楓園の、横」と言いました。私にはその発想がなかったのですが、その発言を聞いた子どもたちは「そうや、私らは勉強して知っているから、一般市民とちがうで。私らは恵楓園の横や。味方や」と言うんです。そこで、子どもたちは恵楓園に励ましの手紙を書いて送りました。

この「恵楓園の横」という発言の本当の価値に気づいたのは、この子どもたちが卒業してからです。卒業生たちが遊びに来たとき、「あの事件、あんなってんな」、「こないだハンセン病のテレビやってたで」と言うんです。卒業してもなお、子どもたちは「恵楓園の横」に居続けていることが伝わってきました。

## 4. ハンセン病問題の学習に活用できる教材

### ● 「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い」

(法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター)

【動画URL】 【活用の手引】



### ● 「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)



【中学生用】



【教職員用】



### ● 「人権教育教材集・資料」(大阪府教育庁)

中学生用「人間の絆」 ハンセン病回復者の体験をもとに、人権とは何かを考えていきます。

中学生用「ハンセン病について知ろう」 ワークシートを活用し、ハンセン病や歴史について学びます。

### ● 「ぼくのハーモニカ」(ハンセン病問題を考えるネットワーク泉北)

長島愛生園で結成されたハーモニカバンド「青い鳥楽団」の団長の半生が教材化されています。

【DVD教材】

### ● 「こんにちは金泰九さん」(映学社)

ハンセン病回復者との出会いを通して、生き方考える中学生の姿を描く映像です。

### ● 「家族からひきはなされて みんなで考えようハンセン病問題」(福祉運動・みどりの風)

少年時代に家族と引き離され、60年以上の月日が流れた入所者の証言から、ハンセン病問題について考えていきます。

### 教職員のための資料

#### ● 「いのちの輝き ハンセン病療養所退所者の体験記」

#### ● DVD「地域で生きる」

(大阪府・社会福祉法人 泉陽 済生会支部大阪府済生会 ハンセン病回復者支援センター)

#### ● 「ハンセン病をどう教えるか」

(「ハンセン病をどう教えるか」編集委員会 編・解放出版社)

### ふれあい体験交流会

高校生が参加  
できます。

府内の高校生や看護学生が、ハンセン病療養所を訪問します。入所者との交流を通じて、ハンセン病の歴史や現状について正しく理解し、人権についての理解を深めることで、社会に残る偏見や差別意識をなくすことを目的とした体験型学習です。

【窓口】ハンセン病回復者支援センター

Tel : 06-7506-9424 Fax : 06-7506-9425

令和5年3月  
大阪府教育センター  
人権教育研究室

### 参考資料

「ハンセン病回復者と家族の相談・支援者向け 一問一答」

「いのちの輝き ハンセン病療養所退所者の体験記」

(大阪府 社会福祉法人 泉陽 済生会大阪府済生会 ハンセン病回復者支援センター)

「ハンセン病問題は終わっていない～私たちにできること」(大阪市)

「ハンセン病問題を理解するために」(大阪府)

「思いよ届け！ ハンセン病家族訴訟原告からのメッセージ」(ハンセン病家族訴訟原告団)